35　法別表第三の七の十六の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

36　法別表第三の七の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

37　法別表第三の七の十八の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

38　法別表第三の七の十九の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

39　法別表第三の七の二十の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

40　法別表第三の七の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

41～66　［略］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［略］

［2～7　略］

8　法別表第四の一の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理の対象となる者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の確認

33　法別表第三の七の十五の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

34　法別表第三の七の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

35　法別表第三の七の十七の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

36　法別表第三の七の十八の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

37　法別表第三の七の十九の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

38　法別表第三の七の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

39～64　［同上］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［同上］

［2～7　同上］

［新設］

二　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

9　法別表第四の一の九の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。

10　法別表第四の一の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

11～17　［略］

18　法別表第四の四の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　療育手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　療育手帳の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査

四　療育手帳の記載事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

五　療育手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六～十三　［略］

19～30　［略］

31　法別表第四の四の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　療育手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　療育手帳の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査

三　療育手帳の記載事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

8　法別表第四の一の八の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。

9　法別表第四の一の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

10～16　［同上］

17　［同上］

［一　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

二～九　［同上］

18～29　［同上］

［新設］